

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成30年1月15日

### 証拠説明書(A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士

山内 喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



同

濱松慎



同

川島慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第132号証

証拠の標目	平成29年度原子力規制委員会第18回会議議事録 (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000194987.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000194987.pdf</a> よりダウンロード) [1, 18頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年6月28日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、平成29年6月28日に開催された平成29年度第18回原子力規制委員会の議事録である。 なお、本書証の抜粋元は乙A第130号証の抜粋元と同一である。 本書証によって、同委員会において、田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）は、「特に地盤関係とか、地震関係というのは、なかなかすぱっとした科学的なジャッジがしにくい、データも十分取りにくいというところがあって、そこで事業者サイドとの議論がいろいろあるようにも思いますが、ここはできるだけ

	<p>共通理解に達して、安全がきちんと守れるようにしていただぐことが大事だと思いますので、そこの辺は、仮にそれで時間がかかったとしても、納得がいくまで議論を、審査をしていただければ思います。」として、地盤、地震について、特に慎重に審査を進めていくとの方針を明らかにしていること（準備書面(33)第2の1(2)（6，7頁）：本書証18頁）を明らかにする。</p>
--	--

乙A第133号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000210450.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000210450.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年11月22日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨	本書証は、平成29年11月22日に開催された平成29年度第50回原子力規制委員会の資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規制基準適合性審査においては、事実上、重大事故等対策等のプラント側の審査に先立って、地盤（地質）、地震動及び津波に係る審査が実施されており、とりわけ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る審査が先行していること（準備書面(33)第2の1(2)（7頁）：本書証4頁）</li> <li>・平成29年11月現在、10発電所14プラントについて原子炉設置変更許可申請に係る新規制基準適合性審査が行われていること（準備書面(33)第2の1(2)（7頁）：本書証1，2頁）</li> <li>・北海道電力泊発電所、日本原子力発電敦賀発電所、中部電力浜岡原子力発電所、東北電力東通原子力発電所、電源開発大間原子力発電所及び本件原子力発</li> </ul>

	電所については、敷地周辺の広域的な調査を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る審査として、敷地内破碎帯の活動性評価が行われていること（準備書面(33)第2の1(2)(7, 8頁)：本書証4頁）
--	--

乙A第134号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 評価対象断層の選定（コメント回答） (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000206379.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000206379.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年10月11日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、平成29年10月11日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(15)」において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・新規制基準適合性審査の各審査会合においては、被告が提出した調査データに対し、原子力規制委員会から、評価・判断に当たり更なる確証を得るために追加のデータを求めるコメントがなされていること (準備書面(33)第2の2(3)(12頁)：本書証1頁) ・新規制基準適合性審査に当たり、本件敷地の地質構造を把握する際、断層に関する岩の分類に係る構造地質学の文献である狩野・村田(1998)を参考に、連続性や活動性に係る調査結果をより慎重かつ詳細に検討するため、本件敷地内シームそのもの

	<p>や、関連する構造である帶状を呈する火山碎屑岩や凝灰質な細粒部について、「粘土状破碎部」や「細粒凝灰岩」等に呼称を変更するとともに分類を見直したこと（準備書面(33)第3の2(3)イ(18, 19頁)：本書証1, 11頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の岩盤（安山岩）及び本件敷地内シームについて、XRD分析を実施した結果、安山岩に由来する斜長石が共通して含まれており、本件敷地内シームの鉱物組成は周辺の岩盤と類似することをあらためて確認することができたこと（準備書面(33)第3の2(3)イ(18, 19頁)：本書証12頁）</li> <li>・「シームの鉱物組成等に係るコメント」について、拡充した調査データを取りまとめて原子力規制委員会へ提出したこと（準備書面(33)第3の2(3)イ(19頁)：本書証1, 2, 12頁）</li> <li>・「本件敷地内シームの切斷関係に係るコメント」及び「評価対象の選定に係るコメント」について、本件敷地内シームの切り合い関係を直接確認するとともに、切り合い関係が直接確認できない場合には、断層の規模や運動方向（条線）等から付隨的に動くか否かを検討した結果、活動性の判断において他のシームを代表することができるものとして、S-2・S-6, S-4及び海岸部のシームであるK-2の3本を選定し、拡充した調査データを取りまとめて原子力規制委員会へ提出したこと（準備書面(33)第3の3(3)イ(23頁)：本書証1, 2, 18ないし5</li> </ul>
--	--

	<p>2 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「取水路トンネルの破碎部等に係るコメント」について、「取水路トンネルの破碎部」、つまり、取水路トンネル周辺に認められるシームについて、ポーリング調査を実施した結果、海岸部のシームの一部であることを確認することができたため、拡充した調査データを取りまとめて原子力規制委員会へ提出したこと（準備書面(33)第3の3(3)イ（23頁）：本書証1，2，15頁）</li> <li>・「鉱物脈に係るコメント」については、上記評価対象となるシームの選定（S-2・S-6及びS-4）を裏付ける調査結果を取得済みであり、今後、ヒアリング又は審査会合において原子力規制委員会へ提出する予定であること（準備書面(33)第3の3(3)イ（24頁）：本書証1頁）</li> <li>・新規制基準適合性審査の審査会合においては、本件評価書の「今後の課題」に限らず、より広域的な観点から様々なコメントがなされていること（準備書面(33)第4（36頁）：本書証1頁）</li> </ul>
--	---

乙A第135号証

証拠の標目	「北日本新聞」平成29年12月9日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年12月9日
作成者	株式会社北日本新聞社
立証趣旨	<p>本書証は、平成29年12月8日に開催された原子力規制委員会の第531回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第531回審査会合において、本件敷地周辺の地質・地質構造について原子力規制委員会による審議がなされた上で、今後は、本件敷地周辺と並行して、本件敷地の地質・地質構造について審議していくことされたこと（準備書面(33)第2の3（13頁））</li> <li>・第531回審査会合における被告の説明に対し、原子力規制委員会からは、本件敷地周辺の断層のうち富来川南岸断層に係る調査データや本件敷地周辺の海岸地形を構成する堆積物に係る調査データについて更なる詳細な説明を求めるコメントがなされており、被告は、上記コメントを踏まえ、今後、更なるデータ拡充を行う予定であること（準備書面(33)第3の6(3)ウ（34頁））</li> </ul>

乙A第136号証

証拠の標目	「電気新聞」平成29年12月12日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年12月12日
作成者	日本電気協会新聞部
立証趣旨	<p>本書証は、平成29年12月8日に開催された原子力規制委員会の第531回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第531回審査会合において、本件敷地周辺の地質・地質構造について原子力規制委員会による審議がなされた上で、今後は、本件敷地周辺と並行して、本件敷地の地質・地質構造について審議していくことされたこと（準備書面(33)第2の3（13頁））</li> <li>・第531回審査会合における被告の説明に対し、原子力規制委員会からは、本件敷地周辺の断層のうち富来川南岸断層に係る調査データや本件敷地周辺の海岸地形を構成する堆積物に係る調査データについて更なる詳細な説明を求めるコメントがなされており、被告は、上記コメントを踏まえ、今後、更なるデータ拡充を行う予定であること（準備書面(33)第3の6(3)ウ（34頁））</li> </ul>

乙A第137号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地近傍の地質・地質構造について  (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000204685.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000204685.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年9月20日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、平成29年9月20日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(14)」において、被告が提出した資料である。  本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・第368回審査会合において、「K-Ar年代分析については、シーム及び周辺の安山岩での試料採取箇所、測定物、カリウムの含有量、非放射性アルゴンの含有量等を整理して提示し、年代値が示す意味を考察すること。」として、「K-Ar年代分析に係るコメント」がなされるとともに、「シームの鉱物組成について、分析結果のバックデータを示すこと。」として、「シームの鉱物組成等に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の2(3)ア（18頁）：本書証1頁）

- ・第453回審査会合において、「安山岩のK-Ar年代について、年代測定の精度が低い可能性があることからデータの吟味を行うこと。」として、「K-Ar年代分析に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の2(3)ア(18頁)：本書証2頁）
- ・第368回審査会合において、「今後の課題への対応の中で、鉱物脈の確認が6月末（被告注：平成29年6月末）となっているが、判断のもとになるようなものを見つけるようトライし、見つかったところで報告してほしい。」として、「鉱物脈に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の3(3)ア(21, 22頁)：本書証1, 2頁）
- ・第478回審査会合において、「低温で形成された粘土脈が存在することから、このような脈についても検討を行うこと」として、「鉱物脈に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の3(3)ア(21, 22頁)：本書証1, 2頁）
- ・第453回審査会合において、「断層の切り合い関係の評価について、切られた相方がない場合及び実際の露頭や詳細なスケッチがない場合は、確実度が落ちる。評価対象断層の選定を行うのであれば、別の観点からの選定をしっかり説明すること。」「切られた相方がない地点の交差部での詳細な観察データを示すこと。」及び「断層の端部を止めていない断層については、端部の状況を説明すること。S-4の北東端についても同様。」として、「本件敷地内シーム

	<p>の切断関係（切り切られた関係）に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の3(3)ア（22頁）：本書証2頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第478回審査会合において、上記「本件敷地内シームの切断関係（切り切られた関係）に係るコメント」に関連して、評価対象とする本件敷地内シームの選定について、「評価対象断層の選定にあたり、断層の性状、規模、運動方向から選定する考え方について、客観的なデータで説明すること。」として、「評価対象の選定に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の3(3)ア（22頁）：本書証2頁）</li> <li>・第453回審査会合において、近接するシームの関係性について、「取水路トンネルの破碎部について、海岸部の断層との関係や破碎部の状況について説明すること。」として、「取水路トンネルの破碎部」と「海岸部の断層」との関係（これらが連続するか否か）について確認を求める「取水路トンネルの破碎部等に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の3(3)ア（22頁）：本書証2頁）</li> <li>・第368回審査会合において、「敷地内断層は複雑な位置関係にあるので、建屋直下だけでなく他の断面図も示すこと。」「敷地内断層の深部確認ボーリングを説明した断面図の情報量を増やすこと。」等、「本件敷地内シームの連続性や分布状況に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の4(3)ア</li> </ul>
--	--

	<p>(26頁)：本書証1頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第368回審査会合において、「S-2・S-6について、凸状地形の部分だけではなく、S-2・S-6に沿った全体の地形について説明すること。」及び「凸状地形が組織地形との評価について、平面図だけでなく断面図も提示して説明すること。」として、S-2・S-6の活動性の判断に当たり、「S-2・S-6のデータ拡充に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の4(3)ア（26頁）：本書証1頁）</li> <li>・第453回審査会合において、「防潮堤基礎部のスケッチにおいて、基盤岩が傾斜してみえる箇所について写真データ等を追加して説明すること。」として、本件敷地内シームが防潮堤基礎部（本件敷地海岸部）まで連続するか否かの確認を求める「防潮堤基礎部に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の4(3)ア（26，27頁）：本書証2頁）</li> <li>・第368回審査会合において、「中位段丘堆積物や赤色土壌等の年代評価の根拠となるバックデータを示すこと。火山灰データは、採取位置、採取量等も示すこと。」「遊離酸化鉄分析結果で用いている永塚（1975）のデータが志賀サイトで適用できるか確認すること。」及び「中位段丘Ⅰ面について、敷地内の中位段丘Ⅰ面が5cの可能性がないか検討すること。」として、「段丘面区分に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第3の6(3)ア（31頁）：</li> </ul>
--	--

	<p>本書証 1 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 478 回審査会合において、「敷地の敷地構造を理解する上で、広域的な観点から地形、地質・地質構造についても説明すること。」として、本件敷地のみならず敷地周辺の地質・地質構造に係るデータの確認を求める、「敷地周辺の地質・地質構造に係るコメント」がなされたこと（準備書面(33)第 3 の 6(3)ア(32 頁)：本書証 2 頁）</li> <li>・「敷地周辺の地質・地質構造に係るコメント」について、本件敷地や敷地周辺の地形、地質・地質構造に係るデータを再整理するとともに、周辺の段丘面や海岸地形に係る検討を実施し、敷地近傍の中位段丘（後期更新世に形成された段丘）に断層活動の痕跡が認められないこと等を確認することができたため、拡充した調査データを取りまとめて原子力規制委員会へ提出したこと（準備書面(33)第 3 の 6(3)イ(32 頁)：本書証 2 頁）</li> </ul>
--	---

乙A第138号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 評価対象断層の選定（コメント回答）補足資料（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000206383.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000206383.pdf</a> よりダウンロード) [表紙, 1 - 3 頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年10月11日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成29年10月11日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(15)」において、被告が提出した資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、新規制基準適合性審査に当たり、本件敷地の地質構造を把握する際、断層に関する岩の分類に係る構造地質学の文献である狩野・村田（1998）を参考に、連続性や活動性に係る調査結果をより慎重かつ詳細に検討するため、本件敷地内シームそのものや、関連する構造である帶状を呈する火山碎屑岩や凝灰質な細粒部について、「粘土状破碎部」や「細粒凝灰岩」等に呼称を変更するとともに分類を見直したこと（準備書面(33)第3の2(3)イ（18, 19頁）：本書証1 - 3 頁）を明らかにする。</p>

乙A第139号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について【コメント回答】(抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000181760.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000181760.pdf</a> よりダウンロード) [表紙, 6ないし10, 23ないし31頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年3月10日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、平成29年3月10日に開催された原子力規制委員会の第453回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における配布資料である。  本書証によって、被告が、「本件敷地内シームの連続性や分布状況に係るコメント」について、本件敷地付近の地表地質踏査やボーリング調査の結果に基づき、地質平面図及び地質断面図を作成すること等により、本件敷地内シームの分布状況をあらためて詳細に把握することができたため、拡充した調査データを取りまとめて原子力規制委員会へ提出したこと（準備書面(33)第3の4(3)イ（27頁）：本書証6ないし10, 23ないし31頁）を明らかにする。

乙A第140号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について【コメント回答】(敷地周辺の地形、地質・地質構造) (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000208978.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000208978.pdf</a> よりダウンロード) [表紙、1頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年11月6日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、平成29年11月6日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(16)」において、被告が提出した資料である。  本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・「敷地周辺の地質・地質構造に係るコメント」について、能登半島全域の段丘面の分布や本件敷地が位置する同半島西岸の海岸地形等に係る調査データを補充・再整理し、あらためて原子力規制委員会へ提出したこと（準備書面(33)第3の6(3)イ(32, 33頁)：本書証1頁） ・「段丘面区分に係るコメント」について、被告の段丘面区分が妥当であること（本件敷地及び敷地周辺に

	おける火山灰分析や遊離酸化鉄分析の妥当性)を裏付ける調査結果を取得することができたため、拡充した調査データを取りまとめて原子力規制委員会へ提出したこと(準備書面(33)第3の6(3)イ(33頁)：本書証1頁)
--	--

乙A第141号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について【コメント回答】(敷地周辺の地形、地質・地質構造) (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000212452.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000212452.pdf</a> よりダウンロード) [表紙、1、2頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年11月27日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、平成29年11月27日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(17)」において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・「敷地周辺の地質・地質構造に係るコメント」について、能登半島全域の段丘面の分布や本件敷地が位置する同半島西岸の海岸地形等に係る調査データを補充・再整理し、あらためて原子力規制委員会へ提出したこと（準備書面(33)第3の6(3)イ（32、33頁）：本書証1、2頁） ・「段丘面区分に係るコメント」について、被告の段丘面区分が妥当であること（本件敷地及び敷地周辺に

	おける火山灰分析やそれらに基づく段丘面区分の妥当性)を裏付ける調査結果を取得することができたため、拡充した調査データを取りまとめて原子力規制委員会へ提出したこと(準備書面(33)第3の6(3)イ(33頁)：本書証1，2頁)
--	---

乙A第142号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について【コメント回答】(敷地周辺の地形、地質・地質構造)  (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000212799.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000212799.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年12月8日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、平成29年12月8日に開催された原子力規制委員会の第531回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における配布資料である。  本書証によって、被告が、「段丘面区分に係るコメント」及び「敷地周辺の地質・地質構造に係るコメント」について、本件ヒアリング(14)、(16)及び(17)を踏まえ、あらためて調査データを整理した上で、第531回審査会合において、原子力規制委員会へ提出したこと（準備書面(33)第3の6(3)ウ（33頁）：本書証1、2頁）を明らかにする。